

# 障害年金受給ガイド

作成：フェリーチェ社労士事務所

代表 特定社会保険労務士 鈴木茂伸



# 障害年金の概要

## ○ 障害年金とは何か？

- ・ 障害年金は、病気やけがで生活や仕事に制限がある人が受け取る公的な年金です。
- ・ 病気やけがによって働けなくなった場合、障害年金を受け取ることができます。

(働いていても受給できる場合があります)

## ○ 障害年金の種類

- ・ 障害基礎年金：国民年金に加入している人が受け取る年金で、障害の程度に応じて支給されます。
- ・ 障害厚生年金：厚生年金に加入している人が受け取る年金で、障害年金3級なら障害厚生年金単独、1・2級は障害基礎年金に上乗せして支給されます。
- ・ 障害手当金：障害年金の3級よりも軽い程度の障害が残った場合に支給されます。



# 障害年金の受給要件

受給には3つの要件を満たす必要があります。

## 1 初診日要件

### 1.1 対象となる方

- ・ 20歳未満で障害の原因となった病気や怪我を発症した方
- ・ 20歳以上65歳未満で、初診日時点で以下のいずれかに該当する方
  - 国民年金に加入している方
  - 厚生年金保険に加入している方
  - 国民年金保険料を免除されている方

### 1.2 初診日

病気や怪我について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※当該傷病名が付く前に健康診断等で当該傷病に関わる指摘されている場合は、その日が初診日となる場合もありますので、初診日の判定は大変重要になります。



# 1 初診日要件

## 1.3 初診日の確認方法

- ・ 医療機関の領収書、診察券、カルテなどの医療記録、健康診断記録
- ・ 傷病手当金請求書
- ・ 労災保険関係書類

## 2 保険料納付要件

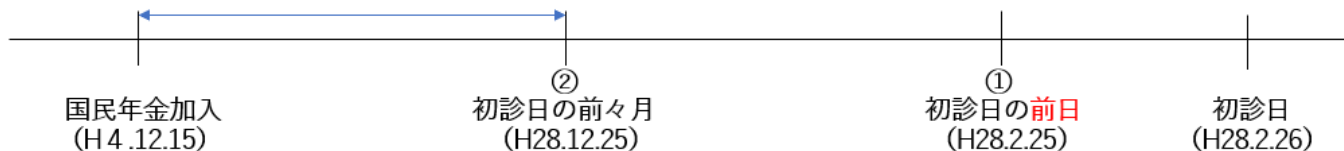
原則：初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）のうち、「保険料を納付している期間（免除期間も含む）が2/3以上。

特例：初診日が令和8年4月1日以前の場合、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。



原則 「初診日」の前日①において、「初診日」のある月の前々月②までの被保険者期間で、  
保険料納付済期間（免除期間なども含む）が3分の2以上③あること。

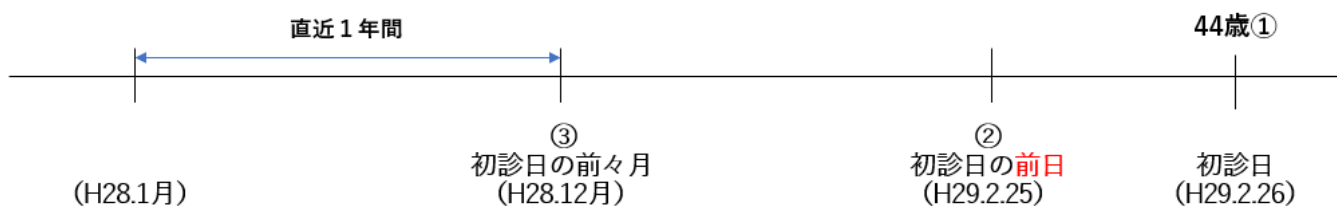
24年（288ヶ月）×2/3=16年（192ヶ月）以上③



原則では納付要件を満たさないとき

「初診日」が2026年（令和8年）3月31日までにあるときは、次の2つの条件に該当すれば、保険料納付要件を満たします。

1. 「初診日」において65歳未満であること①
2. 「初診日」の前日②において、「初診日」ある月の前々月③までの直近1年間に、  
保険料の未納期間がないこと。





## 3 障害状態該当要件

### 3.1 障害等級

1級：他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできない状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない状態（または行うことを制限されている）

2級：必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができない状態。

3級：日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。

障害手当金：病気やけがが「治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の状態。

※治ったもの：医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にあたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいいます。



# 3 障害状態該当要件

## 3.2 障害等級の詳細

### ○1級

- ・1人で食事、排泄、着替え、移動がほとんどできない
- ・会話や意思疎通がほとんどできない
- ・寝たきり
- ・活動の範囲がベッドの周辺に限られる

### ○2級

- 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、
- ・1人で食事、排泄、着替え、移動が困難（しづらい）
  - ・会話や意思疎通が困難（しづらい）
  - ・1日に数回の介護が必要（な場合がある）
  - ・入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られる

### ○3級

- ・1人で食事、排泄、着替え、移動ができる
- ・会話や意思疎通に支障はほとんどない
- ・就労時間や状態、業務に著しい制限を受け、または労働に著しい制限があるため、完全な就労はサポートがないと厳しい

### ○障害手当金

- ・1～3級に該当しない

# 障害年金の請求時期

## 1.1 障害認定日による請求

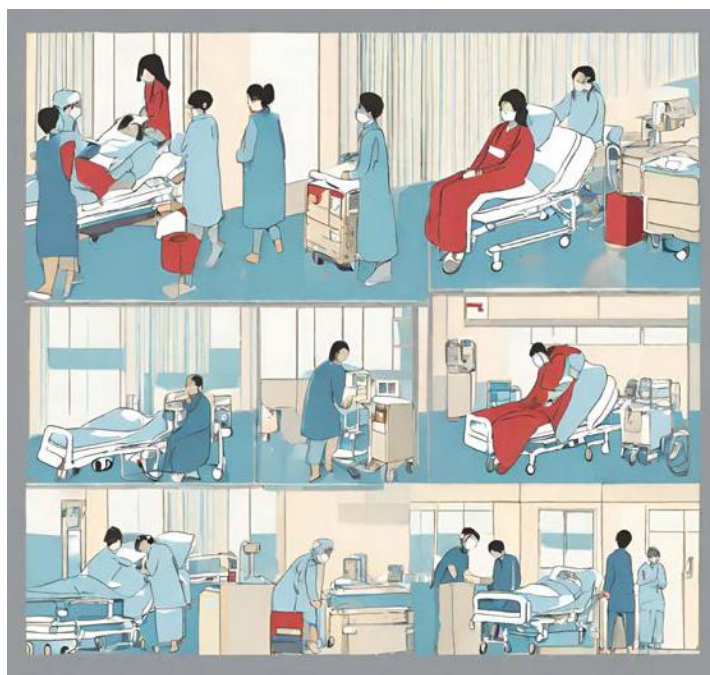
障害認定日に、法令で定められた障害状態にある患者さん

※障害認定日：初診日から1年6ヶ月が過ぎた日または又は1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいいます。

- ・請求時期： 障害認定日以降いつでも可能
- ・受給開始時期： 障害認定日の翌月分から
- ・注意点：

①5年以上の遡及請求は不可  
（請求時効が5年のため）

②20歳未満で初診日のある場合は、障害認定日が「20歳の誕生日の前日」または「初診日から1年6ヶ月経過した日」のいずれか遅い方になります。





## 1.2 障害認定日による請求

### ○ 障害認定日の特例

障害認定日は、障害年金の受給資格や等級を判断するための基準となる日です。原則として、1.1にあるように初診日から1年6ヶ月経過した日またはその前に症状が固定した日とされています。

しかし、特例として、以下の場合でも1年6ヶ月経過前に障害認定日とすることが可能です。

### ○ 人工透析療法を受け始めた場合

人工透析を始めてから3ヶ月経過した日かつ、その日が初診日から1年6ヶ月以内の場合、障害認定日とすることができます。

### ○ 人工骨頭・人工関節を挿入置換した場合

手術を行った日が障害認定日となります。

### ○ 脳血管疾患の場合

初診日から6ヶ月を経過した日以後に医学的観点から、それ以上の機能回復が殆ど望めないと認めるときに認定されます。初診日から起算して6ヶ月を経過するまでは、症状が固定したとは認められません。

### ○ 肢体を離断・切断した障害

原則として切断・離断した日

(障害手当金の場合は、創面が治癒した日)

## 1.2 障害認定日による請求

### ○心疾患（による障害）

- ・心臓ペースメーカー、人工弁、植え込み型除細動器（ICD）、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓同期医療機器、人工血管（ステントグラフトを含む）等を装着した日となります。
- ・心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植した日  
※胸部大動脈瘤解離、大動脈瘤解離も心疾患となります。

- 人工肛門造設、新膀胱の造設、尿路変更術等をした場合人工肛門を造設し又は尿路変更術を施した場合はそれらを行った日から起算して6ヶ月を経過した日とし、新膀胱を造設した場合はその日となります。  
(それぞれ初診日から起算して1年6ヶ月を超える場合を除く。)

- 在宅酸素療法を行っている場合  
在宅酸素療法を開始した日

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）で非侵襲的陽圧換気療法（NPPV）をしている場合  
非侵襲的陽圧換気療法（NPPV）の開始時

- 喉頭全摘出の場合  
全摘出した日

## 1.2 障害認定日による請求

### ○神経系の障害の場合

- ・現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6ヶ月経過した日以後において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき。
- ・10ページの脳血管疾患の場合もここに含まれます。

### ○遷延性植物状態の場合

遷延性意識障害（植物状態）の状態に至った日から起算して3ヶ月を経過した日以後、医学観点から、機能回復が殆ど望めないと認められたとき（初診日から起算して1年6ヶ月を超える場合を除く。）



## 2 事後重症による請求

障害認定日に法令で定められた障害状態に該当しなかったが、その後症状が悪化し、該当するようになった患者さん

- ・ 請求時期：65歳の誕生日の前々日までに提出
- ・ 受給開始時期：請求日の翌月分から

## 3 初めて2級による請求

○ 該当する患者さん：2つ以上の障害を併せて初めて障害の程度が1級または2級に該当した患者さん

○ 65歳未満で障害の程度が2級以上に該当する患者さん

- ・ 請求時期：65歳以上でも可能
- ・ 受給開始時期：請求日の翌月分から
- ・ 注意点：2つ以上の障害の程度を総合的に判断



# 障害年金の受給額

## 1. 障害基礎年金

1級：67歳以下の方

(昭和31年4月2日以後生まれ)

993,750円 + 子の加算額

68歳以上の方

(昭和31年4月1日以前生まれ)

990,750円 + 子の加算額

2級：67歳以下の方

(昭和31年4月2日以後生まれ)

795,000円 + 子の加算額

68歳以上の方

(昭和31年4月1日以前生まれ)

792,600円 + 子の加算額

※子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。2人まで1人につき228,700円、3人目以降1人につき76,200円。

なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。





## 2. 障害厚生年金

1級：障害基礎年金の額 +  
報酬比例の年金額 × 1.25 +  
配偶者の加給年金額（228,700円）

2級：障害基礎年金の額 + 報酬比例の年金額 +  
配偶者の加給年金額（228,700円）

3級：報酬比例の年金額

報酬比例の年金額が下記の金額に満たないときは、最低保障があります。

67歳以下の方

（昭和31年4月2日以後生まれ）596,300円

68歳以上の方

（昭和31年4月1日以前生まれ）594,500円

障害手当金：報酬比例額の年金額 × 2を一時金  
として支給最低保障

67歳以下の方

（昭和31年4月2日以後生まれ）

1,192,600円

68歳以上の方

（昭和31年4月1日以前生まれ）

1,189,000円



# 障害年金の請求手続

## ○必要書類

### □請求書

### □診断書（所定の様式あり）

障害認定日より3カ月以内の現症のもの。

障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3カ月以内の現症のもの）も併せて必要となります。

また、診断書に併せて、レントゲンフィルムや心電図のコピーの提出が必要な場合があります。

### □受診状況等証明書

初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合、初診日の確認のために必要。

### □病歴・就労状況等申立書

障害状態を確認するための補足資料で、現状について伝えるものです。

### □保険料納付記録

### □本人確認書類（基礎年金番号・マイナンバー・免許証か健康保険証）

## ○ 必要書類

### □ 受取先金融機関の通帳等（本人名義）

カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分（最初のページを含む預金通帳）またはキャッシュカード（コピーも可）等

※18歳到達年度末までのお子様（20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む）がいる方は、上記書類の他、以下の書類が必要です。

### □ 戸籍謄本（記載事項証明書）

### □ 世帯全員のマイナンバー

□ 高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証のコピー等義務教育終了前のお子様は不要です。

### □ 医師または歯科医師の診断書

20歳未満で障害の状態にあるお子様がいる方は必要となります。



# 障害年金受給の注意点

## ○更新

一定期間ごとに医師の診断書を提出しなければならず、今後、障害年金の支給に該当する状態なのか、その診断書によって診査が行われます。この診査で障害状態が以前よりも軽いと判断されれば障害等級が下がり、年金が減額されるか支給停止になる場合があります。

## ○20歳前傷病の支給制限

□恩給や労災保険の年金等を受給しているときの支給調整  
恩給や労災保険の年金等を受給しているときは、その受給額について障害基礎年金の年金額から調整されます。

□所得による支給制限

(支給停止期間は、10月から翌年9月まで)

前年の所得額が4,721,000円を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000円を超える場合は2分の1の年金額が支給停止となります。

※扶養親族がいる場合

扶養親族1人につき所得制限額が38万円加算されます。

対象となる扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるとき1人につき48万円を加算。

加算特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)であるとき1人につき63万円を加算。

## ○ 20歳前傷病の支給制限

□ 海外に居住したときや刑務所等の矯正施設に入所した場合の支給制限

海外に居住したときや刑務所等の矯正施設に入所した場合は、年金の全額が支給停止されます。

## ○ 障害年金と他の給付との調整

□ 傷病手当金との併給調整

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

これら二つの制度が同一の病気により支給される場合、併給調整が行われます。

傷病手当金の日額と障害年金の日額を比較し、

- ・ 傷病手当金の日額 > 障害年金の日額の場合：  
傷病手当金と障害年金の差額が傷病手当金として支給されます。
- ・ 傷病手当金の日額 < 障害年金の日額の場合：  
傷病手当金は支給停止となり、障害年金が満額支給されます。
- ・ 障害基礎年金のみを受給している場合：  
調整は行われません。

※ 障害年金を遡及請求により受給する場合、傷病手当金と障害年金の支給対象期間が重なっていた場合、重複期間の傷病手当金は健康保険に返還義務が生じます。



# ○ 障害年金と他の給付との調整

## □ 労災保険給付との併給調整

労災保険は、労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、または病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に支給されます。

これら二つの制度が同一の病気により支給される場合、<sup>20</sup> 労災保険給付のみ併給調整が行われます。

労災保険給付の支給率			
労災保険 社会保険	障害補償年金 (障害年金)	傷病補償年金 (傷病年金)	休業補償給付 (休業給付)
障害基礎年金+ 障害厚生年金	73%	73%	73%
障害厚生年金のみ	83%	88%	86%
障害基礎年金のみ	88%	88%	88%

※20歳前傷病の障害基礎年金を受給している場合は、障害基礎年金が全額支給制限されます。



## ○ 障害年金と他の給付との調整

### □ 失業給付との併給調整

失業給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に支給されます。

これら二つの制度が同時に支給される場合、併給調整は行われません。

ただし、失業とは、「被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」をいうので、障害等級1・2級の場合、失業給付を受けられない場合があります。

### □ 生活保護との併給調整

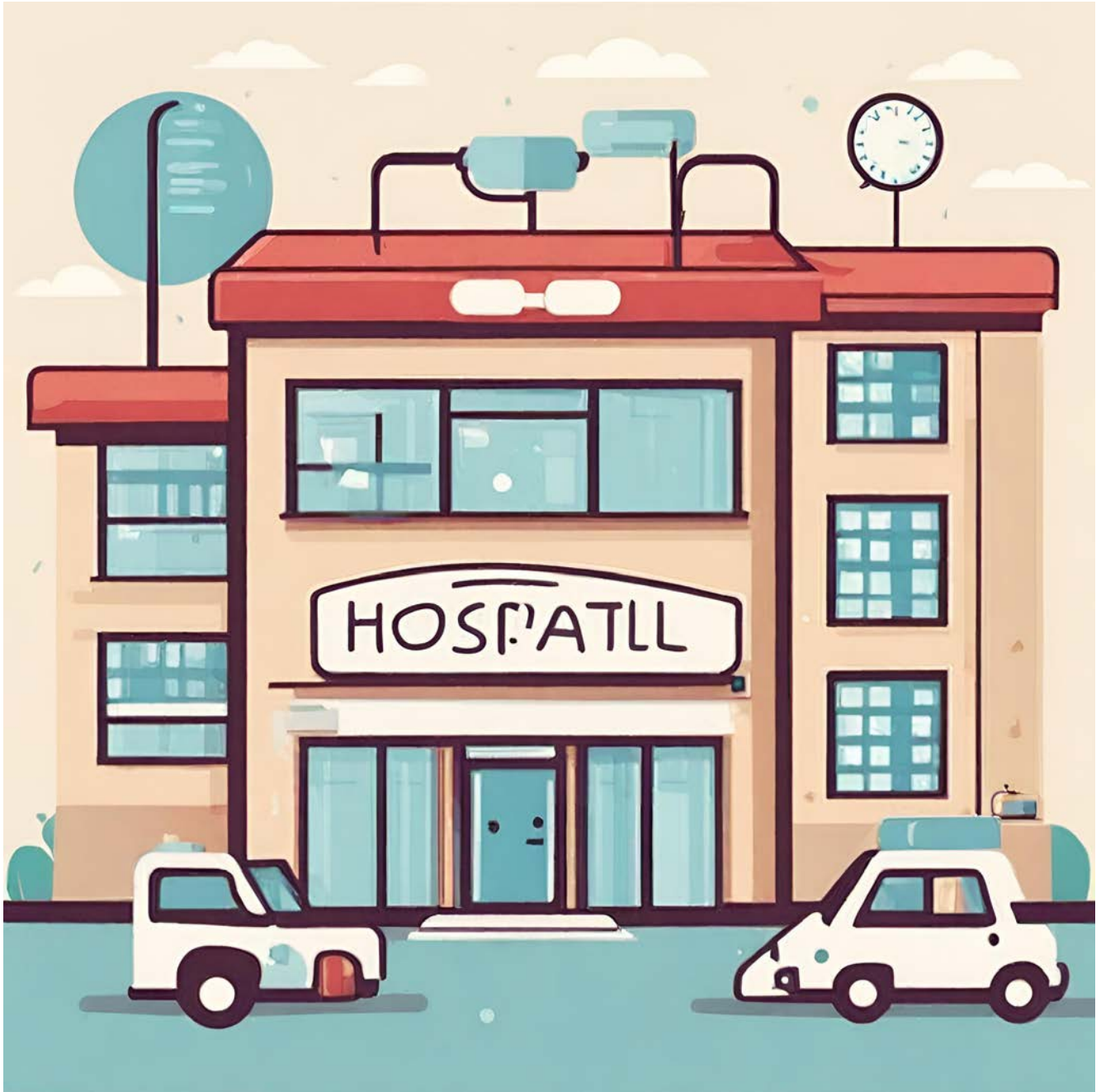
生活保護は、最低限の生活を保障するものなので、その他の給付で対応できる場合は、まずその他の給付を優先して受給します。従って、生活保護費からその他の給付を差し引いた額が生活保護費として支給されます。

生活保護費を受給後、障害年金が遡及受給できる場合、認定日から現在までの生活保護費を返還する義務が生じます。

## ○ 障害年金と税金

障害年金は、所得税及び住民税が課税されません。

× 毛



## フェリーチェ社労士事務所

この資料は2024年3月21日現在のものです。

当資料の内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。

ただし、貴院内でのコピーや配布は認めます。